

No.16 切れ目ない支援体制の整備事業 （子育て支援課）

令和2年度にめざした姿(目的)

すべての子どもと家族への支援体制を充実させます。

令和2年度にめざした成果

「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子育て包括支援センター（ネウボラ）の活動と合わせ、妊娠期から18歳まで切れ目ない相談支援体制を整えます。

※「子ども家庭総合支援拠点」：妊娠期から18歳まで切れ目なく継続的に地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する専門性を持った体制のこと。平成28年児童福祉法の改正により、設置が義務づけられています。

令和2年度にめざした活動(主な取り組み)

「子ども家庭総合支援拠点」の設置基準における適正な人員を配置できるか確認します。

令和2年度の成果

「子ども家庭総合拠点」に配置すべき「子ども家庭支援員」の資格要件に合致する職員の配置が可能であることを確認できました。

令和2年度の問題

令和3年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

・子育て包括支援センター（ネウボラ）、要保護児童対策地域協議会と連携し、切れ目ない相談支援体制を維持します。

(2) 解決すべき問題への方策

(3) 新たに取組む方策